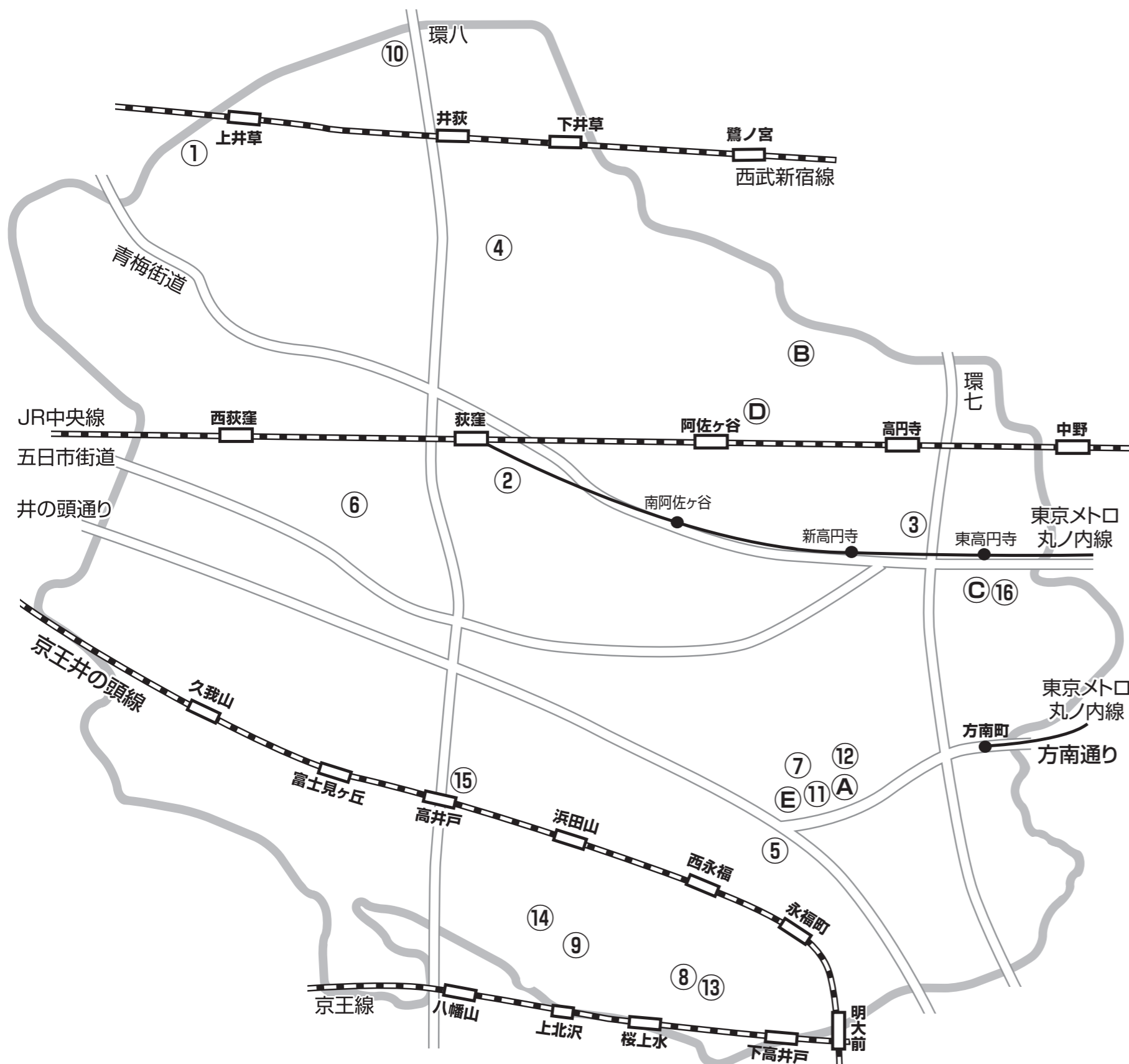




さざんかねっと (スポーツ施設) マップ



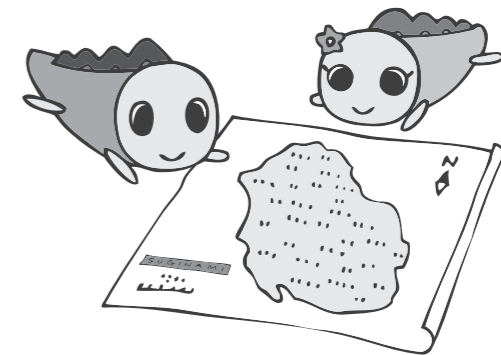
【スポーツ施設一覧】

■さざんかねっと対象

| 施設番号 | 施設名称 | 住所 | 電話番号 |
|------|-------------------------|--------------|---------------------|
| ① | 上井草スポーツセンター | 上井草 3-34-1 | 3390-5707 |
| ② | 荻窪体育館 | 荻窪 3-47-2 | 3220-3381 |
| ③ | 高円寺体育館 | 高円寺南 2-36-31 | 3312-0313 |
| ④ | 妙正寺体育館 (平成28年10月から開館予定) | 清水 3-20-12 | 3399-4224 (10月1日から) |
| ⑤ | 永福体育館 | 永福 3-51-17 | 3328-3146 |
| ⑥ | 大宮前体育館 | 南荻窪 2-1-1 | 3334-4618 |
| ⑦ | 松ノ木運動場 | 松ノ木 1-3-22 | 3311-7410 |
| ⑧ | 下高井戸運動場 | 下高井戸 3-26-1 | 5374-6191 |
| ⑨ | 塚山公園運動場 | 下高井戸 5-23-12 | 3302-8989 |
| ⑩ | 井草森公園運動場 | 井草 4-12-1 | 5310-4515 |
| ⑪ | 和田堀公園野球場 | 大宮 1-6 | 3311-7410 |
| ⑫ | 和田堀調節池庭球場 | 大宮 1-22 | 3311-7410 |
| ⑬ | (暫定)遊び場106番運動場 | 下高井戸 2-28-23 | 5374-6191 |
| ⑭ | 柏の宮公園庭球場 | 浜田山 2-5-1 | 3329-5686 |
| ⑮ | 高井戸温水プール | 高井戸東 3-7-5 | 3331-7841 |
| ⑯ | 杉並第十小学校温水プール | 和田 3-55-49 | 3318-8763 |

■さざんかねっと対象外

| 施設番号 | 施設名称 | 住所 | 電話番号 |
|------|-----------------------|-------------|----------------------|
| A | 和田堀調節池壁打ち庭球練習場 | 大宮 1-20 | 3311-7410 |
| B | 馬橋公園運動広場 | 高円寺北 4-35-5 | 3336-1105 |
| C | 蚕糸の森公園運動場 (杉並第十小学校校庭) | 和田 3-55-49 | 3318-8763 |
| D | 阿佐谷けやき公園プール | 阿佐谷北 1-1-22 | 3337-8384 (7/1~9/10) |
| E | 和田堀公園プール | 大宮 2-2-10 | 3313-4455 (7/1~9/10) |





「さざんかねっと (スポーツ施設)」のご案内

1 「さざんかねっと」とは

さざんかねっととは、ご自宅のパソコンや携帯電話のインターネット、電話または各施設に設置されているタッチパネル式パソコンを使って、施設の予約や抽選申し込み、施設の空き情報の確認ができるシステムです。

さざんかねっとには「集会施設」「スポーツ施設」の二つの部門があり、利用するにはそれぞれ別の登録が必要になります。

このガイドブックは、「スポーツ施設」についての利用方法、操作方法などを説明しています。集会室、会議室などの予約の操作方法などは「集会施設」のガイドブックをご覧ください。

また、地域区民センターの体育室は「集会施設」からお申し込みください。

2 対象とするサービス・施設

さざんかねっと (スポーツ施設) が対象としている抽選申し込みや予約申し込みなどのサービスは、以下の施設の「貸切使用」です。各施設の詳細については、25ページ～32ページの施設一覧をご覧ください。

| | |
|---------------|---|
| 体育施設 | ◆上井草スポーツセンター ◆荻窪体育館 ◆高円寺体育館 ◆永福体育館 ◆大宮前体育館 ◆松ノ木運動場 ◆下高井戸運動場 ◆和田堀公園野球場 ◆和田堀調節池庭球場 ◆高井戸温水プール ◆杉並第十小学校温水プール ◆(暫定) 遊び場 106 番運動場 ◆妙正寺体育館 (平成 28 年 10 月 1 日から開館予定) |
| 公園に併設している運動施設 | ◇塚山公園運動場 ◇井草森公園運動場 ◇柏の宮公園庭球場 |

「貸切使用」と「一般使用」

ご使用方法には、あらかじめ施設を予約して団体または個人で使用する「貸切使用」と、予約なしで個人で使用できる「一般使用」があります。

◆「貸切使用」…あらかじめ登録が必要です。登録には、①社会体育団体登録②個人登録の2種類があります。詳しくは8～10ページをご覧ください。

◆「一般使用」…気軽にスポーツを楽しめるよう、登録・予約なしで、「体育館 (小体育室・武道場を含む)」・「プール」・「弓道場」・「トレーニングルーム」が、個人で使用できる制度です。詳しくは42～43ページをご覧ください。

3 利用方法

さざんかねっとには、次の4種類の利用方法があります。

| 利用方法 | インターネット | タッチパネル式利用者端末 | 電話 (自動音声応答式) | 携帯電話のインターネット |
|------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| 施設予約 | 申込確定※1 取消 | 8:30～ 24:00 | 各施設開所時間 | 8:30～ 24:00 |
| | 空きを探す | 24時間※2 | 各施設開所時間 | 8:30～ 24:00 |
| | 施設を見る | 24時間※2 | 各施設開所時間 | × |
| 教室※3 | 申込 | 8:30～ 24:00 | 各施設開所時間 | × |
| | 検索 | 24時間※2 | 各施設開所時間 | × |

※1 自動音声応答式サービスによって、FAXにて申込状況などを取り出すこともできます (申し込みはできません)

※2 午前5時頃に、さざんかねっとのメンテナンスのため、15分程度参照できない時間があります。

※3 教室の検索及び申し込みについては、かんたん操作画面でのみ行えます。

※4 タッチパネル式利用者端末の設置施設は22ページからの設置施設一覧をご覧ください。

※5 別冊の『さざんかねっと (スポーツ施設) 電話 (FAX) 「自動音声応答用」ガイドブック』をご覧ください。

※6 スマートフォンをご利用の方は、携帯電話用のブラウザをご利用ください。

さざんかねっとは、保守点検等のため、休止することがあります。

●さざんかねっとホームページアドレス (かんたん操作)
<http://www.yoyaku-sports.city.suginami.tokyo.jp/w/>

●さざんかねっとホームページアドレス (多機能操作)
https://www.yoyaku-sports.city.suginami.tokyo.jp/reserve/p_index.do

●さざんかねっとホームページアドレス (携帯電話)
http://www.yoyaku-sports.city.suginami.tokyo.jp/reserve/m_index.do

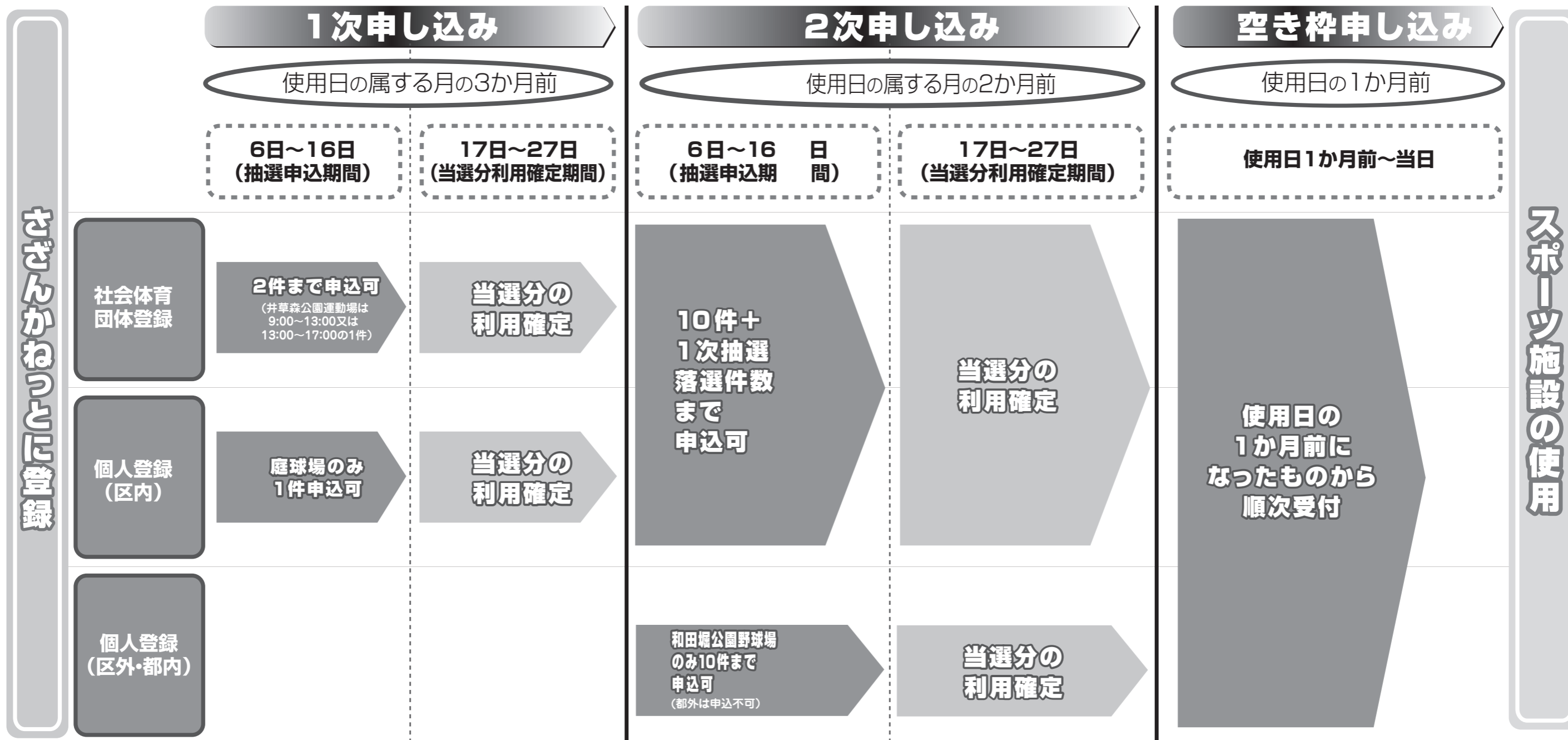
※抽選申し込みの締め切り間際などは申し込みが殺到するため、つながりにくくなる場合があります。

※「かんたん操作」と「多機能操作」の違いについては20ページ及び「よくある質問と回答」の35ページをご覧ください。



施設の貸切使用のながれ

サービス時間：8時30分～24時



さざんかねっとへの登録について

8～10ページ 参照

抽選・空き枠への申し込みについて

11ページ 参照

使用の取消し

使用の取消しは使用の前日から数えて7日前までに行ってください。
これを過ぎて取消すと、30日間申し込みができなくなります。

使用料の支払い

使用当日、ご利用の前にお支払いください。
早朝(6:00～8:00)の時間帯を使用の場合は、使用日の前日までにお支払いください。



登録手続き

スポーツ施設を予約するためには、あらかじめ施設の窓口で登録が必要です。登録には社会体育団体登録と個人登録の2種類があり、それぞれの登録内容は以下のとおりです。

登録の際に暗証番号(数字4桁)とパスワード(英数字4~8桁)を決めていただきます。詳しくは33ページをご覧ください。登録後発行される登録カードは、施設を使用する際に提示していただきます。登録された方には「さざんかねっと利用者カード(スポーツ施設)」を発行します。

(1) 社会体育団体登録

社会体育団体登録は一般団体・少年団体・障害者団体の3種類があり、杉並区のスポーツ振興に寄与する団体の育成を図るために設けられております。

① 一般団体

| | |
|--------------|--|
| 登録の要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の活動が、杉並区のスポーツ振興に寄与するものであること。 2 10名以上の団体であること。 3 構成員の3分の2以上が区内在住、在勤、在学のいずれかであること。 4 学校教育の一環として活動する体育クラブ(部活動)等ではないこと。 5 継続的な活動を行う団体であること。 6 会則または規約、代表者、構成員が定まっていること。 7 政治・宗教・営利を目的とした団体でないこと。 8 代表者が同一施設区分の他の団体の代表者と重複していないこと。 <p>都立和田堀公園野球場は構成員全員が都内在住または区内在勤・在学のいずれかであること。 ☆使用できる人は、原則構成員名簿に記載された方のみとなります。</p> |
| 登録に必要な書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 社会体育団体登録申請書(スポーツ施設にあります)(見本44ページ) 2 団体の会則または規約等(見本45ページ) 3 構成員名簿(スポーツ施設にあります)(見本46ページ) 4 構成員全員の氏名及び住所、勤務先または学校名が確認できるもの(申請者以外は写し可)(窓口で確認します。確認後は返却します。) <ul style="list-style-type: none"> ◎在住の場合 健康保険証・運転免許証・学生証・住民票・パスポート・住基カード・その他官公庁発行の身分証明書 ※公共料金領収書は、上記証明書に住所の記載がない場合、住所の確認用として使用します。 ◎在勤の場合 勤務先で発行された身分証明書または在勤証明書など ◎在学の場合 学生証または在学証明書など ※有効期限の無い証明書は、発行日から3か月以内を有効とします。 |
| 登録の内容 | <p>施設の種類(①運動場②庭球場③プール④体育館⑤弓道場⑥都立和田堀公園野球場)を1つ選んでください。登録した種類の施設で、1次抽選の申し込みができます(①を選んで登録している団体は⑥も申し込みできます。)</p> <p>2次抽選からは、登録した種類以外の施設も申し込みできます。 ※登録した施設の種類の分からなくなった場合は、お近くの施設にお問い合わせください。 ※1団体で選べるのは1種類のみです。</p> |
| 登録の有効期間 | 登録日から3年間有効です。ただし、学生団体(構成員の過半数が在学で登録する者である団体)は登録日からその年度の3月31日まで有効です。 |
| 更新について | 更新は有効期限満了2か月前から受け付けます。自動更新は行われませんのでご注意ください。更新に必要な書類は、上記の「新規登録に必要な書類」と同じです。更新後の登録の有効期間は更新前の登録の有効期間満了日の翌日から起算されます。 |
| 申請にあたっての注意事項 | <p>☆団体の代表者、連絡責任者、申請者については、在勤・在学の場合でも住所・生年月日が確認できるものが必要です。</p> <p>☆団体の代表者、連絡責任者、申請者は、団体の構成員の中から決めてください。また、緊急時等の連絡のため代表者と連絡責任者は異なる人物を記入してください。</p> |

② 少年団体 ①の一般団体に加えて、以下の項目が追加となります。

| | |
|----------|---|
| 登録の要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1~8 一般団体と同じ。 9 20歳以上の代表者を定めていること。 10 少年団体(中学生)は構成員の過半数が中学生、少年団体(小学生)は構成員の過半数が小学生以下であること。 11 使用時も過半数が中学生または小学生以下で使用できること。 |
| 登録に必要な書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1~4 一般団体と同じ。 5 中学生または小学生以下として構成員名簿に登録する方全員の生年月日を確認できるもの |
| 登録の有効期間 | 登録日からその年度の3月31日まで有効です。 |
| 更新について | 年度内に更新を希望される際は、構成員名簿を、少年団体(中学生)は中学2年生以下、少年団体(小学生)は小学5年生以下で作成し、新年度以降、新たに構成員が増えた場合は構成員の変更手続きをお願いします。 |
| その他注意事項 | ☆代表者・連絡責任者・申請者を除いて、保護者は原則構成員名簿の対象外です。 |

③ 障害者団体 ①の一般団体に加えて、以下の項目が追加となります。

| | |
|----------|--|
| 登録の要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1~8 一般団体と同じ。 9 構成員の過半数が障害者(児)であること。 10 使用時も過半数が障害者(児)で使用できること。 |
| 登録に必要な書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1~4 一般団体と同じ。 5 障害者として構成員名簿に登録する方全員の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳 |

(2) 個人登録

| | |
|----------|--|
| 登録の要件 | 15歳以上(中学生を除く)の方。 登録は必ず登録者ご本人が行ってください。 |
| 登録に必要な書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 体育施設利用者登録申請書(スポーツ施設にあります)(見本49ページ) 2 登録者ご本人の氏名、住所、生年月日が確認できるもの(写し不可)(8ページ参照) 3 区内在勤または在学で登録する方は、これを確認できるもの <p>☆写真付き登録カード発行の場合は顔写真(3cm×2.4cm)をご持参ください。 (写真付き登録カードは、利用時に本人を確認する身分証明書は不要となります。)</p> |
| 抽選申込み時期 | <p>区内在住、在勤、在学の方は2次抽選から申し込みできます。(庭球場個人枠は1次抽選から申し込みできます。)</p> <p>区内在住、在勤、在学でない方は空き枠からの申し込みとなります。 (※都内に在住の方は、都立和田堀公園野球場には2次抽選から申し込みできます。)</p> |
| 登録の有効期間 | 登録日から3年間有効です。ただし、在学での登録者は登録日からその年度の3月31日まで有効です。 |
| 更新について | 更新は有効期限満了2か月前から受け付けます。自動更新は行われませんのでご注意ください。なお、更新時に必要な書類は、新規登録に必要な書類と同じです。 |



(3) 登録の受付施設

◆**体育施設**（個人登録は原則当日に登録カードを発行しますが、団体登録は1週間程度かかる場合があります）

| | | | |
|-------------|--------------|--------|----------------------|
| 上井草スポーツセンター | 荻窪体育館 | 高円寺体育館 | 妙正寺体育館（平成28年10月開館予定） |
| 永福体育館 | 大宮前体育館 | 松ノ木運動場 | 下高井戸運動場 |
| 高井戸温水プール | 杉並第十小学校温水プール | | |

◆**公園に併設している運動施設**（個人登録・団体登録とも登録カードの発行に1週間程度かかります）

| | | |
|----------|---------|----------|
| 井草森公園運動場 | 塚山公園運動場 | 柏の宮公園庭球場 |
|----------|---------|----------|

※ 杉並区役所では登録することができません。

(4) 申込・利用時における団体登録と個人登録の違い

| | | 社会体育団体登録 | 個人登録（区内） | 個人登録（区外） |
|--------------|------|--------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 抽選参加可能時期 | | 1次抽選から | 2次抽選から （庭球場のみ1次抽選から） | 空き枠申し込みから （和田堀公園野球場のみ2次抽選から） |
| 抽選申込 可能件数 | 1次抽選 | 2件 | 1件（庭球場のみ） | 申込不可 |
| | 2次抽選 | 10件+1次抽選落選件数 | 10件+1次抽選落選件数 | 和田堀公園野球場のみ10件（都内在住） |
| 料金 | | 社会体育団体登録使用料※ | 個人登録使用料 | 個人登録使用料 |
| 施設利用者 | | 予め構成員名簿に 登録された方 | 登録をしたご本人 | 登録をしたご本人 |

※ 少年団体、障害者団体の料金につきましては、個人登録使用料の半額となります。

(5) 登録についての注意事項

〈次に該当する場合、登録を取消しさせていただきます〉

- ①登録の内容に虚偽や不正があったとき。
- ②区の指示に従わないとき。
- ③登録要件を欠いたとき。
- ④区が登録者として不適格と認めたとき。
- ⑤登録内容に変更があったにも関わらず届け出を怠ったとき（住所・構成員等）。
- ⑥登録証を他人に譲渡したり、貸与したとき。
- ⑦1団体が2以上の団体として登録していることが判明したとき。
- ⑧営利目的の活動を行ったとき。

※ 営利目的の例

- ア 入場料・参加費を徴収するもので実費（使用料・消耗品代等）を大きく上回るもの。
- イ 申込者自らが講師となって教室等を開催し、授業料などを徴収するもの。
- ウ 施設敷地内で直接金銭の授受を伴う販売行為をすること。
- エ 一般の参加者を募り、特定の企業の製品等の宣伝・広告・勧誘の類を行うもの。

社会体育団体につきまして、実活動としては1つの団体であるにもかかわらず、複数の団体として不正に登録することは、公正・公平な施設の利用を阻害し、他の方への迷惑となります。これらの行為については、定期的に調査を実施し、改善されない場合は登録の取消しを行うことがありますのでご理解ください。

⇒その他、33ページからの「よくある質問と回答（Q&A）」もご参照下さい。